利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			193,631,791
当期総利益		193,631,791	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		177,078,839	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		16,552,952	
教育研究・組織運営改善積立金	16,552,952		
	16,552,952	193,631,791	193,631,791

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	27,279,698		
一般管理費	765,137		
財務費用	489,203		
雑損	112		
臨時損失	941,757	29,475,910	
⑵　（控除）自己収入等			
大学院教育収益	△　101,955		
受託研究等収益	△　2,704,440		
受託事業等収益	△　3,216		
寄附金収益	△　84,841		
資産見返寄附金戻入	△　431,414		
財務収益	△　7,280		
雑益	△　412,589		
臨時利益	△　5,275	△　3,751,013	
業務費用合計			25,724,896
Ⅱ　損益外減価償却相当額			7,197,322
Ⅲ　損益外減損損失相当額			3,851
Ⅳ　損益外利息費用相当額			—
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			829
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△　1,579
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△　6,311
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	114,094		
政府出資等の機会費用	1,112,195		1,226,289
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			34,145,298

注　記　事　項

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。なお、文部科学省が指定する、プロジェクト研究、設備災害復旧のための経費、技術革新を促進する最先端の研究開発のための経費等については業務達成基準を、退職一時金、機構用地（つくばキャンパス）購入のための長期借入金償還に係る返済利息等は、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　６～50年
構築物　　７～75年
機械及び装置　７～17年
車両運搬具　　４～７年
工具器具備品　４～15年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。